

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%（または 3,000,000 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は求人者とします
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%（または 3,000,000 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は求人者とします
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	上記のうちどちらか高い方とする 手数料負担者は求人者とします

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります